

## 寄付金に係る税制上の優遇措置

学校法人比治山学園は、文部科学省から寄付金募集について「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」の交付を受けており、本学園に対する寄付金は税制上の優遇措置を受けることができます。

### ◆個人の場合

#### 1 所得税の優遇措置

所得税の優遇措置には次の「税額控除制度」と「所得控除制度」の2種類があり、寄付者がいずれか有利な方を選択して、所得税の優遇措置を受けることができます。

##### ○「税額控除制度」（平成23年度税制改正）

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、「所得控除制度」と比較して多くの方において減税効果がより大きくなります。

$(\text{年間の寄付金合計額}_{※1} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}_{※2}$  ←所得税から控除されます。

※1 控除対象となる年間の寄付金合計額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

※2 税額控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

##### ○「所得控除制度」

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

$(\text{年間の寄付金合計額}_{※1} - 2,000 \text{円}) = \text{所得控除額}$  ←所得から控除されます。

※1 控除対象となる年間の寄付金合計額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

#### 2 個人住民税の優遇措置（平成20年度税制改正）

自治体の条例で指定された寄付金は個人住民税の優遇措置が受けられます。

本学園に対する寄付金は、「広島県」及び「広島市」の指定を受けており、寄付者の住所地が広島県及び広島市の場合、個人住民税控除の適用を受けられます。

$(\text{年間の寄付金合計額}_{※1} - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税控除率}_{※2} = \text{住民税控除額}$

※1 控除対象となる年間の寄付金合計額は、その年の総所得金額等の30%が上限となります。

※2 広島県広島市が住所地の場合、控除率は10%（県民税分4%、市民税分6%）

広島県で広島市外が住所地の場合、控除率4%（県民税分4%）

### 3 優遇措置を受けるための手続き

ご寄付された翌年の確定申告期間に「税額控除」か「所得控除」を選択し、次の書類を添付して所轄税務署で確定申告を行ってください。

税額控除	寄付金受領証明書, 「税額控除に係る証明書 (写)」
所得控除	寄付金受領証明書, 「特定公益増進法人であることの証明書 (写)」

※ 確定申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成することをお勧めします。

また、個人住民税の優遇措置は、所得税の確定申告を行うことにより適用を受けることができます。所得税の確定申告をせずに個人住民税の優遇措置のみを受ける場合は、住所地の自治体にお問い合わせください。

#### 減税額の目安

☆ 1万円を学校法人に寄付

寄付者の所得 (税率)	減税額		差額
	税額控除	所得控除	
年収 300 万円 (所得税率 5%) の寄付者	3,200 円	400 円	2,800 円
年収 450 万円 (所得税率 10%) の寄付者	3,200 円	800 円	2,400 円
年収 700 万円 (所得税率 20%) の寄付者	3,200 円	1,600 円	1,600 円
年収 1,000 万円 (所得税率 23%) の寄付者	3,200 円	1,840 円	1,360 円
年収 1,500 万円 (所得税率 33%) の寄付者	3,200 円	2,640 円	560 円

☆ 10万円を学校法人に寄付

寄付者の所得 (税率)	減税額		差額
	税額控除	所得控除	
年収 300 万円 (所得税率 5%) の寄付者	18,750 円 ※1	4,900 円	13,850 円
年収 450 万円 (所得税率 10%) の寄付者	39,200 円	9,800 円	29,400 円
年収 700 万円 (所得税率 20%) の寄付者	39,200 円	19,600 円	19,600 円
年収 1,000 万円 (所得税率 23%) の寄付者	39,200 円	22,540 円	16,600 円
年収 1,500 万円 (所得税率 33%) の寄付者	39,200 円	32,340 円	6,860 円

(注1) この試算では各種控除を想定して 150 万円の所得控除を考慮しています。控除の種類によって同一年収であっても控除額が異なる場合があります。

(注2) ※1 の場合、税額控除が控除上限額(所得税額の 25%)を上回るため、上限額が税額控除額となります。

#### ◆法人の場合

特定公益増進法人等に対する寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額と同額の損金算入が別枠で認められます。